

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 6 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(都留市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 都留市水道事業の設置等に関する条例(昭和 42 年都留市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。
(都留市監査委員条例の一部改正)

第 2 条 都留市監査委員条例(昭和 62 年都留市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。
(都留市病院事業の設置に関する条例の一部改正)

第 3 条 都留市病院事業の設置に関する条例(平成 2 年都留市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。
(都留市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 都留市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年都留市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。
(都留市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 5 条 都留市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年都留市条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。
(都留市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第6条 都留市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年都留市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。